

令和4年12月7日	
資料提供	
担当課	食品・生活衛生課
担当者	三木田、梶本
電話	073-441-2624、2636（直通）

県内飼養施設における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（疑い事例）

白浜町の飼養施設で経過観察していたチリーフラミンゴ1羽について、環境省においてPCR検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例であることが確認されましたのでお知らせします。

今後、環境省が詳細な検査を実施し、病原性の型について確定する予定です。

1 経緯

当該飼養施設は、11月11日（金）に、家きんで高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されて以降、飼養鳥について経過観察を行っていましたが、12月7日（水）、衰弱したチリーフラミンゴ1羽から、PCR検査により、H5亜型の遺伝子が確認されました。

12月4日（日） チリーフラミンゴ1羽 衰弱 検体採取
12月6日（火） 環境省でPCR検査実施
12月7日（水） H5亜型陽性

2 今後の対応

当該飼養施設は、11月11日（金）以降、環境省が定める「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき防疫対策を実施していますので、今回の疑い事例による新たな対応は必要ありません。

なお、当該チリーフラミンゴは、従来から体調を崩しやすい個体であったため、上記防疫対策を講じる前から、個別に隔離して経過観察を続けていましたが、12月4日（日）に衰弱が著しくなり、回復の見込みもないことから安楽死処置されています。

※当該飼養施設では、現在、健康状態に異常のある飼養鳥は確認されていません。

◎報道機関の皆様へ

現場への立入取材は、防疫上の観点からお控えくださいますようお願いいたします。

また、関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

なお、鳥インフルエンザのウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。